

お知らせ（連絡電文）の掲載期間変更について

平成31年4月26日（予定）より、介護電子請求受付システムにおける、「お知らせ（連絡電文）」の掲載期間が以下のとおり変更になります。

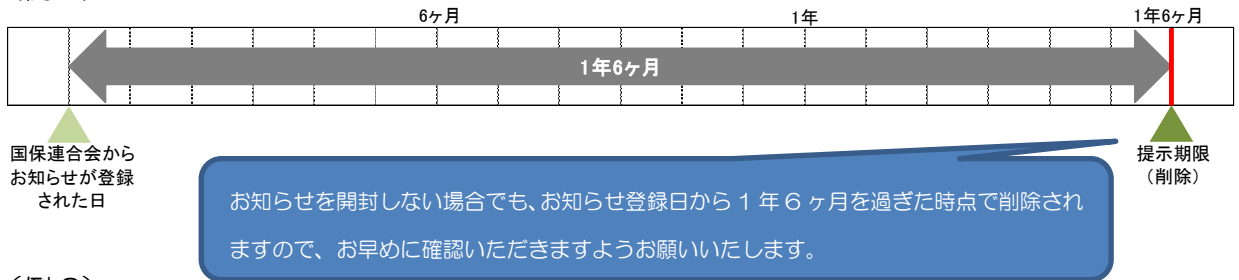
＜変更前＞平成31年4月25日までの運用

- ・ 国保連合会からお知らせが登録される際の掲載期間は「無期限」である。
（事業所がお知らせを開封するまで提示期限が設定されず、削除もされない）
- ・ 事業所がお知らせを開封した日から「3ヶ月」の掲載期間となり、以降は削除される。

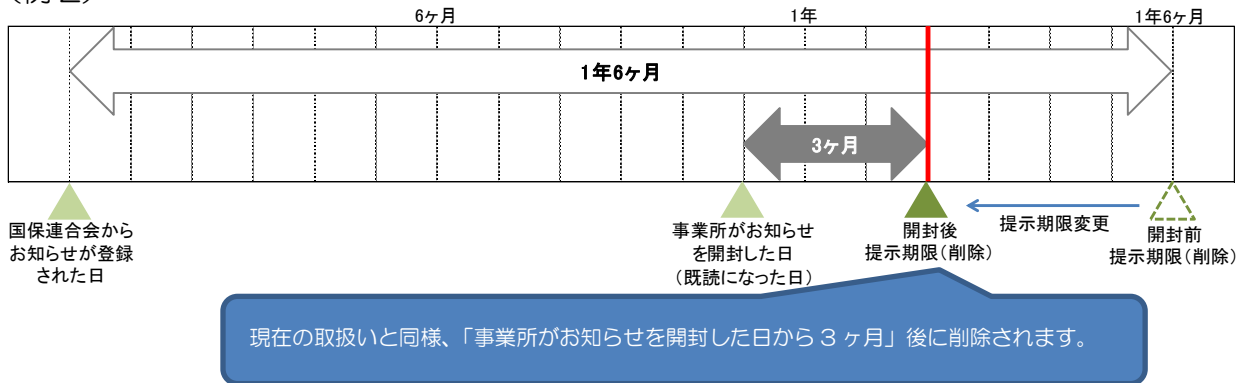
＜変更後＞平成31年4月26日からの運用

- ・ 国保連合会からお知らせが登録される際の掲載期間は「1年6ヶ月」となる。
（事業所がお知らせを開封しない場合でも、提示期限を超えると削除される）→（例1）
- ・ 事業所がお知らせを開封した日から「3ヶ月」の掲載期間となり、以降は削除される。※現在の取扱いから変更なし →（例2）
ただし、掲載期間は国保連合会からお知らせが登録された日から「1年6ヶ月」を超えない。 →（例3）

（例1）



（例2）



（例3）

